

法人税 | 労働者派遣費用の取扱い

2026年8月

■ 文書

税務局は、2026年7月8日付で、法人税に関するオフィシャルレター 4637/CT-CSを発行しました。

■ ポイント

労働者派遣企業を通じて季節労働者を雇用する場合、労働・雇用関係に関する法令上の要件を満たしておらず、かつ、派遣の対象業務が政令DECREE 145/2020/ND-CPに定める許可対象業種（通訳など20種）に該当しない場合、当該費用は法人税上の損金として認められません。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

設立：2009年（クライアント数300社以上）

▶ ハノイ事務所

▶ ホーチミン事務所

▶ ウェブサイト

▶ Email

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。